

2021年1月25日

お客さま各位

株式会社みなと銀行

「新型コロナウイルス感染症」拡大により影響を受けている事業者の皆さまへ（No.9）
～兵庫県中小企業融資制度の融資限度額拡充について～

新型コロナウイルスの感染により影響を受けられた皆さまに、心からお見舞い申しあげます。
5月1日より取扱中の「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資限度額の引上げについて、下記の通りご案内させていただきます。本件につきましては、お取引店舗へご相談下さい。

記

「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資限度額拡充

【概要】

兵庫県において取扱中の中小企業融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資限度額を現行の4,000万円から6,000万円に引上げ。

【詳細】

①実施日 2021年1月25日

②中小企業融資制度の概要

| | |
|-------|---|
| 名称 | 新型コロナウイルス感染症対応資金 |
| 対象者 | セーフティネット保証（4号、5号）、危機関連保証の認定を取得した中小企業者、個人事業主 |
| 融資限度額 | <u>6,000万円（拡充前4,000万円）</u> |
| 融資期間 | 10年（据置5年）以内 |
| 利率 | 当初3年間0%（4年目以降0.7%）（※1） |
| 信用保証料 | 通常0.85%・1.05%から減免あり（※1） |
| 資金使途 | 設備・運転資金のほか、信用保証付融資の借換資金 |
| 申込期間 | 2020年5月1日～2021年3月31日 |
| その他 | 本制度への借換により既存県融資制度の利用者や県融資制度以外の信用保証付融資の利用者も当初3年間の無利子化や保証料の減免を受けることが可能。 |

（※1） 利子・保証料の減免要件

| | |
|--------------------------------|----------------------|
| 個人事業主（小規模企業者） 売上高減少5%以上・・・① | 利子：当初3年間無利子 保証料：0 |
| ①を除く、中小企業者 売上高減少15%以上 | 利子：当初3年間無利子 保証料：0 |
| ①を除く、中小企業者 売上高減少5%以上15%未満 | 保証料：1／2 |

以上